

公益財団法人沖縄県産業振興公社
パソコン等機器一式の賃貸借契約にかかる一般競争入札
募集要綱

1 入札に付する事項

(1) 件名

パソコン等機器一式の賃貸借契約（詳細は別紙「仕様書」のとおり）

(2) 設置場所（納入場所）

沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター4F
公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という）執務室内

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日（36 か月）

※公益財団法人沖縄県産業振興公社財務規程第 23 条の 3 に基づく契約

（沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年沖縄県条例第 56 号）第 2 条第 1 号に規定する長期継続契約）

(4) 長期継続契約にかかる特記事項

- 1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
- 2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

(5) その他特記事項

- 1) 入札説明会は行わない。
- 2) 入札に関し、質問がある場合は様式 1「質問書」にて期限までにメールで送付すること。

2 入札参加資格

次に掲げる事項の全てを満たす法人（当該法人の役員を含む）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (3) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下、「暴力団の構成員等」という。）

- (5) 暴力団の構成員等の統制の下にない者。
- (6) 沖縄県内に本店・支店又は営業所を有し、かつ、仕様に定めるパソコン等機器の保守窓口が沖縄本島内に所在し、メーカーによるオンサイト保守が可能であること。
- (7) 仕様に記載のパソコン等機器の調達は第三者を通してよいが、受注者は発注から納品まで責任を有するものとする。また、賃貸借業務（賃貸借業務にかかる全般）については自社で実施できること。
- (8) 令和5年度～令和8年度の間、官公庁や沖縄県内の財団法人（一般・公益の別を問わない）と類似の契約内容（パソコン等機器の賃貸借契約）を3件以上締結し、これらを全て誠実に履行した、あるいは履行中である者。
- (9) 本業務の根幹部分（賃貸借契約及び保守窓口との調整）を再委託しないこと。
- (10) 沖縄県より指名停止処置を受けていないこと。

3 本件入札等に関する質問及び回答

- (1) 質問期限：令和8年7月16日（木）正午
- (2) 質問方法：「質問書」（様式1）を電子メールで提出。
- (3) 提出先：公益財団法人沖縄県産業振興公社 総務課
e-mail : oippc (at) okinawa-ric.or.jp
※「(at)」は「@」に変換すること。
- (4) 回答：令和8年7月22日（水）までに公社ホームページへ質問及び回答を掲載する。

4 スケジュール

入札に係る手続き及び日程は以下のとおりとする。

(1) 入札参加申込書提出期限

提出期限：令和8年7月29日（水）16:00 必着

※提出期限を過ぎた申し込み及び差替書類は受理しない。

提出方法：下記提出書類に必要な事項を記載のうえ、原本を郵送又は持参

※必ず封緘の上、朱書きで「入札参加申込書在中」と記入すること。

提出先：公益財団法人沖縄県産業振興公社 総務課 入札担当 宛

提出に関する留意事項

- 1) 下記提出書類に記載漏れや判読不能文字や印影の判別不能等、記載事項不備があった者、参加資格がないことが確認された者については、令和8年8月3日までにメールにて通知する。※原本は別途返送
- 2) 提出書類確認後、入札参加資格があると認められた者であっても、その後入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加資格を取り消す。
- 3) 書類作成・取得・提出に係る一切の費用について、公社は負担しない。

【提出書類】

	資料名	備考
A	入札参加申込書及び契約実績証明書（様式2）	
B	誓約書（守秘義務）（様式3）	
C	誓約書（暴力団等）（様式4）	
D	使用印鑑届（様式5）	入札書と同じ印を用いること。
E	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	

(4) 入札及び開札

1) 日時：令和8年8月6日（木）11:00

※入札時刻に遅れた場合、入札には参加できない。

2) 場所：那覇市小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター4F

沖縄県産業振興公社 会議室

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 最低制限価格の設定

なし

7 入札方法及びその他留意事項

(1) 入札提出書類

入札提出書類は「入札書」（様式6）とする。

※入札者印は、上記3（3）で提出した使用印鑑のみ有効とする。

(2) 入札参加者（当日入札に参加する者。代理人を含む）及び入札書の提出は、1事業者1名、1件とする。

(3) 入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。

(4) 「入札書」（様式6）に記入する金額は算用数字（日本国通貨）を使用し、金額の前に「¥」を記入し入札執行者（公社理事長の命を受け当日入札を執行する者）の当日指示に基づき入札箱に入れること。

(5) 「入札書」（様式6）には、賃貸借期間（36 か月）における総額金額を日本国通貨で記入することとし、消費税を含まない金額を記載すること。この金額に100分の10を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる）をもって契約金額とする。

(6) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、「委任状」（様式7）に必要

事項を記入し、当該入札執行前に入札執行者に提出すること。

- (7) 「入札書」(様式6)及び「委任状」(様式7)の記入・押印は対象の箇所に正確に行うこと。また、記入は黒または青のボールペン(フリクションを除く)を使用すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (9) 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけない。
- (12) 郵送による入札は認めない。
- (13) 入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届(様式8)に記入の上、直接持参するか郵送(入札の前日16:00必着)すること。
- (14) 入札を無断で辞退することがないように、十分留意すること。

8 開札

- (1) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行うものとする。そのため、入札及び開札の当日は時間に余裕をもって来所すること。
- (2) 入札及び開札の当日出席しなかった者、又は遅刻・途中退席した者は、失格とみなす。

9 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者が行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 日付を欠く入札、又は入札当日以外の年月日が記入された入札
- (4) 記名押印(代表者は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印(認印可))を欠く入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札(訂正印は認められない)
- (6) 入札書に入札金額や「¥」マークの記載を欠く又は明瞭でない入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに談合と認められる入札
- (9) 同一人が同一事項について行った入札
- (10) 2人以上の代理をした者が行った入札
- (11) 仕様書条件を満たさない物品・数量等を見積もった入札

- (12) 入札に関する条件に違反した入札
- (13) その他不正の行為があった入札

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者で、事前に作成された予定価格の制限範囲内かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格で入札した者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。当該入札者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない公社職員にくじを引かせて決定する。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その他の者のうち、最低金額をもって入札した者を落札者とする事ができる。

11 再度入札

事前に作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに出席者（初度の入札に限る）で、初度を含め3回を限度に再度の入札を行う。そのため、入札参加者は、必要な個所に記名押印がなされた再度入札用の入札書を予備として持参すること。

再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。その場合、事前に定めた予定価格その他の条件を公社は変更することはできない。

12 入札結果の公表

落札者があるときは落札者名及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に即時伝えるとともに、後日公社ホームページに公表する。

13 その他

- (1) 落札者は、公社の指示に基づき物品発注及び契約締結事務を行う。
- (2) 本件一般競争入札及び賃貸借契約業務において受注者が他社と発生した問題に対し公社は一切関与しない。
- (3) この要綱に定めのない事項については、受注者と公社が協議して決定する。